

身体拘束適正化のための指針

1.身体拘束について

(1) 身体的拘束の原則禁止身体的拘束は、利用児の生活の自由を制限することであり、利用児の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、いかなる状況においても利用児の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人がその弊害を理解し、身体的拘束をしない支援に努めるとともに、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束は行いません。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

次のような行為が身体的拘束に当たります。理由は問いません。

- ① 椅子にベルトや紐で体を縛る。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 脱衣を制限するために、脱ぎにくい服(つなぎ服)などを着せる。
- ④ 他害、自傷行為を制限するために、手や腕の動きを抑制する装具を付ける。
- ⑤ 散歩などで本人の意思に反して手をつなぐ。
- ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑦ 自分の意思で開けられない居室に隔離する。

2. 身体拘束が例外的に認められる場合の要件について

(1) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

児童福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定では、サービス提供にあたっては、当該利用児又は他の利用児などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児の行動を制限する行為を禁止するとされています。

利用児個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則ですが、例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 利用児本人又は他の利用児の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件をすべて満たすことが必要です。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

利用児本人又は他の利用児の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素のすべてを満たした場合にのみ、利用児本人・家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に身体拘束等を解除すべく努めます。

3. サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- (1) 利用児主体の行動・尊厳ある環境の保持に努める。
- (2) 言葉や対応等で、利用児の精神的自由を妨げないように努める。
- (3) 利用児の思いをくみ取り、利用児の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- (4) 利用児の安全を確保する観点から、利用児の身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討する。
- (5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用児に主体的な活動をしていただけるように努める。

4. 利用児本人・家族への説明

利用児の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に当事業所の方針を説明します。利用児本人及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

5. 身体拘束等の適正化における体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて、虐待防止に関する協議と併せて「身体拘束適正化・虐待防止委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者(委員長)は法人代表者とし、委員の選任については、当該事業所の児童発達支援

管理責任者、保育士、機能訓練指導員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

① 設置目的

事業所内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束等を実施した場合の解除の検討

身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

② 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。緊急事態の場合は関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

(2) 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施

② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施(市が実施する研修会等への参加、報告など)

6. 利用児等に対する指針の閲覧

この指針は、利用児・家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する